

学校感染症治癒証明書について

※インフルエンザ及び新型コロナ感染症の場合は、別様式(保護者記入)の報告書を使用してください。

<出席停止について>

学校保健安全法第19条では、感染症の出席停止について「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」と明記されています。そのため、学校感染症の診断を受けた場合、まず学校に連絡し、その旨をお伝えください。

<出席停止となる感染症及び出席停止期間について>

出席停止となる感染症及び出席停止期間(療養期間)については裏ページの「学校で予防すべき感染症および出席停止の基準」として目安を定めていますが、病状によって判断が異なりますので、受診先の医師の判断に従ってください。

<学校感染症治癒証明書について>

診断された医療機関で「学校感染症治癒証明書」の必要事項を記入してもらい、治癒後の登校初日に必ず保健室または担任に提出してから教室に行ってください。

※医療機関の書式でもかまいません。

.....切り取り線.....

〔学校感染症治癒証明書〕

AICJ 中学・高等学校

年/クラス / 番/生徒名前

保護者名 印

疾病名【 】

療養期間 年 月 日() から 年 月 日() まで

上記の病気で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。

年 月 日

医療機関名及び医師名 印

学校で予防すべき感染症および出席停止の基準

種類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	○インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	○百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性抗生物質製剤による治療が終了するまで
	○麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	○風疹(3 日はしか)	発疹が消失するまで
	○水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	○咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	○新型コロナウイルス感染症	発症したのち 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	○結核、髄膜炎筋髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 （溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症等）	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで ※その他の感染症 とは 学校で流行が起こった場合に、その流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症として措置をとることができる疾患である。